

令和 7 年度新規採用事務職員等事務連絡会

(東部)	7 月 18 日 (金)	三島市民文化会館	3 階	大会議室
(中部)	7 月 25 日 (金)	静岡県教育会館	4 階	大会議室
(西部)	7 月 24 日 (木)	クリエート浜松	5 階	53 会議室

☐ 開会

☐ 静岡県教職員互助組合の説明

Ⅰ 静岡県教職員互助組合について

Ⅱ 組合員資格について

Ⅲ 給付事業について

Ⅳ 貸付事業について

Ⅴ 退職互助部について

Ⅵ その他

(休 憩)

☐ 公立学校共済組合静岡支部からの説明
共済事業の概要について

☐ 閉会

I 静岡県教職員互助組合について

静岡県教職員の共済制度に関する条例の条例団体で、相互扶助（共済）のもと、県内の教職員の生活の安定及び福利の増進を目的としています。

また、現職組合員の退職後の福利厚生を図ることを目的とした退職互助部を組織しています。

教職員互助組合は、採用から定年退職までを現職組合員、退職後に退職互助部に加入することで、退職から終身までを退職組合員として支援する生涯福祉となっています。

1 目的

(1) 静岡県教職員の共済制度に関する条例

(目的)

第1条 教職員は、相互共済及び福利増進を図るため、この条例に定めるところにより独立の組合(以下「組合」という。)を組織することができる。

(2) 一般財団法人静岡県教職員互助組合定款

(目的)

第3条 この法人は、静岡県における教育文化の振興発展並びに組合員（教職員及び教育関係者）の生活の安定及び福利の増進を図ることを目的とする。

(3) 退職互助部事業の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人静岡県教職員互助組合（以下「この法人」という。）事業の運営に関する規程（以下「事業運営規程」という。）第54条に基づき現職組合員の退職後の福利厚生を図ることを目的とする退職互助部事業について定める。

2 組合員

(1) 組合員構成

ア 現職組合員（一般組合員・短期組合員）

(ア) 県内の公立学校、県教育委員会、私立学校、国立学校、教育事業団体等の教職員が加入している。

(イ) 現職組合員の種別

組合員区分	任用形態
一般組合員	定年制常勤職員
短期組合員 (任用期間の定めがある者)	任期付職員 臨時的任用職員 会計年度任用職員

イ 退職組合員

退職者で希望した者及びその配偶者が退職互助部に退職組合員として加入している。

(2) 組合員人数（令和 7 年 3 月末現在）

組合員の種別		人 数
現職組合員	一般組合員	28,005 名
	短期組合員	4,859 名
	合 計	32,864 名
退職組合員		31,111 名
合 計		63,975 名

3 掛金

(1) 掛金（会費）

ア 掛金（会費）の種類と月額

(ア) 掛金（会費）の種類は、長期掛金、短期掛金、特別積立金会費、退職互助部会費があり、その目的に使用される。

(イ) 短期組合員は、短期掛金のみ徴収となるため短期掛金に関する事業のみ対象になる。

(ウ) 退職互助部（退職互助部会費）

① 現職組合員（一般組合員）は、「退職互助部会費」を納入している。

② 退職互助部会費は貸付事業等で運用し、その利息を退職互助部事業に活用することで、現職組合員（一般組合員）が退職者（退職組合員）を支援する仕組みになっている。

種 類	掛金（会費）の月額 （円未満切捨て）	使用目的	組合員区分	
			一般組合員	短期組合員
長期掛金	給料月額の 1000 分の 3	貸付事業、給付事業等	○	---
短期掛金	給料月額の 1000 分の 6	給付事業等	○	○
特別積立金会費	給料月額の 1000 分の 5	貸付事業、互助組合支部組織等	○	---
退職互助部会費	給料月額の 1000 分の 1	退職互助部の給付事業、福祉事業等	○	---

(エ) 給料月額

① 月給制の場合

給料表に掲げる月額になる。

② 時間額をもって支給される場合

任用通知書及び勤務条件通知書に基づき、時間額に 1 週間当たりの時間数を乗じた額の 4 週間分（手当等を除く）が給料月額になる。（令和 7 年 4 月から変更）

[短期掛金の額]

(時間額 × 1 週間当たりの時間数 × 4 週間) の 1000 分の 6

※円未満切捨て

(イ) 徴収時期

① 月給制の場合

毎月の掛金（会費）は、当該月に徴収する。

② 時間額をもって支給される場合

毎月の掛金（会費）は、当該月に徴収する。

ただし、任用開始月は給料が支給されないことから、最初に支給される給料にて任用開始月と当該月の掛金（会費）を徴収する。

イ 無給及び休業中の掛金

(ア) 育児休業期間

掛金は免除となる。

(イ) 傷病無給休職期間

傷病見舞金から掛金相当額が給付される。

※互助組合の事務処理により振替処理するため、組合員本人の手続きは不要

(ロ) 会計年度任用職員の場合

県から休職情報が提供されないため、請求方式となる。請求書は、互助組合ホームページからダウンロードし作成する。

休職・休業	申請書類
産前産後休暇 育児休業	産前産後休暇及び育児休業掛金免除申請書
傷病（無給）休職	傷病見舞金請求書

ウ 年末調整の社会保険料

掛金（会費）は年末調整の際に社会保険料として控除対象となる。

(ア) 社会保険料控除額

組合員の種別	計算式（月額）
一般組合員	(短期掛金 + 長期掛金) × 15 / 100 (円未満切り上げ)
短期組合員	(短期掛金) × 15 / 100 (円未満切り上げ)

(イ) 休業者の取扱い

① 産前産後休暇及び育児休業の場合

掛金が免除となるため、次の場合は社会保険料控除の当該月は対象外となる。

- ・組合員に関する規程第 4 条等により、毎月 1 日現在において、産前産後休暇（産前 42 日間及び産後 56 日間）及び育児休業の月
- ・同一月に育児休業の開始日及び終了日があり、14 日以上育児休業を取得した月

- ② 傷病無給・分限無給・組合専従・介護休暇・停職等の場合
休職及び休暇等の期間中についても、掛金を納入しているので社会保険料控除の対象となる。

休職・休業	掛金の納付方法
傷病無給休職	傷病見舞金より自動振替
分限無給休職 大学院修学休業 自己啓発休業	口座振替により納入
介護休暇 看護欠勤 停 職	指定する金融機関に振り込む

(2) 退職慰労金等給付金

ア 対象者

一般組合員

※短期組合員は、短期掛金のみ徴収のため給付対象外となる。

イ 給付額

一般組合員が退職する時に、加入時から退職までに納入した長期掛金、特別積立金会費、退職互助部会費の合計額が退職慰労金等として給付される。

(参考)

定年退職までの約 40 年間、現職組合員（一般組合員）として在会した場合の給付額は、約 120 万円になる。

Ⅱ 組合員資格について

1 加入資格について

(1) 加入資格（一般組合員・短期組合員共通）

ア 静岡県教職員の共済制度による条例により、公立学校共済組合静岡支部に加入する組合員である教職員

イ 当該年度末時点で定年の年齢以下の者

(ア) 年度末年齢と加入条件

年度	定年	加入条件：年度末年齢
令和7年度	62歳	昭和39年4月2日以降生まれの者
令和8年度		
令和9年度	63歳	昭和40年4月2日以降生まれの者
令和10年度		

(2) 短期組合員の加入資格について

ア 公立学校共済組合静岡支部の組合員資格を有する者は、互助組合員資格を有する。

※公立学校共済組合静岡支部の組合員資格を有しない短時間勤務（週20時間未満）の場合は、互助組合員資格を有しない。

イ 当該生年年度の定年を超えた年齢の方は、加入資格を有しない。

※短期組合員の場合は、一般組合員（本務職員）の定年制度を準用する。

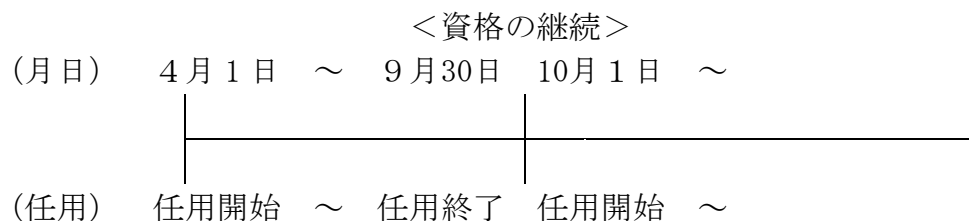
職		加入資格	
任期付職員	フルタイム	○	
再任用職員	フルタイム	資格なし	
	短時間（週 31 時間）	資格なし	
	短時間（週19時間25分）	資格なし	
臨時的任用職員	フルタイム	○	
会計年度任用職員	フルタイム	採用月～12月目	○
		13月以上	○
	短時間（週20時間以上）		○
	短時間（週20時間未満）		資格なし
外国語指導講師（ALT）	フルタイム	○	
	短時間（週20時間以上）	○	
	短時間（週20時間未満）	資格なし	

2 組合員資格の喪失について

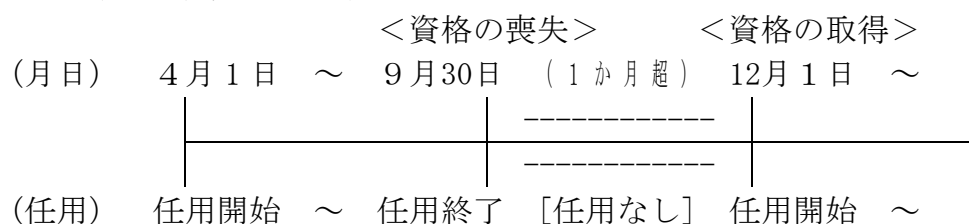
- (1) 一般組合員（定年制常勤職員）
退職日まで一般組合員の資格を有する。
- (2) 短期組合員（任用期間に定めのある者）
任用期間の終了日まで短期組合員の資格を有する。

※任用期間の更新等で、任用期間終了後、次の任用開始までの期間が1か月以内の場合は、更新後も短期組合員の資格を継続する。

(例) 短期組合員の資格が継続する場合



(例) 短期組合員の資格を喪失する場合



3 資格の取得と喪失時の手続きについて

- (1) 加入資格取得時の手続きについて

ア 加入届の提出

加入資格を有した日から90日以内に「加入届」を提出する。

(イ) 一般組合員

(提出書類) 加入届(県費及び政令指定都市の現職組合員用)

(ロ) 短期組合員

① 任用開始時に「加入届」を提出する

ただし、任用期間の更新等で、任用期間終了後、次の任用開始までの期間が1か月以内の場合は、短期組合員の資格を継続するため、加入届の提出は不要とする。

(提出書類)

県 費	加入届（県費・県立学校用[短期組合員用]）
	外国語指導講師（ALT）（英語版）加入届
	加入届（県費・義務用[短期組合員用]）
静岡市	加入届（静岡市用[短期組合員用]）
浜松市	加入届（浜松市用[短期組合員用]）

② 次の場合は、県及び政令市の電算処理で組合員情報が反映されないことがあるので、加入届を提出する。

- ・任用形態が替わるなどで、組合員番号が変更になる場合
- ・以前の組合員資格喪失から再度組合員資格取得までの組合員でない期間が1か月を超える場合

イ 非加入者の取扱いについて

(令和7年度：1964（昭和39）年4月2日以降の生まれの方)

- (7) 臨時的任用職員、会計年度任用職員、外国語指導講師（ALT）で任用されたことにより取得した「互助組合員資格」を希望しない場合は、互助組合まで連絡する。
- (i) 加入を希望しなかった場合は、再度、臨時的任用職員、会計年度任用職員、外国語指導講師（ALT）等として任用されても、相互扶助（共済）の観点から加入することはできない。

(2) 退職（組合員資格喪失）時の手続きについて

ア 一般組合員

(7) 「退職慰労金等給付金」の請求手続き

一般組合員の期間に納入した長期掛金、特別積立金会費、退職互助部会費の合計額相当が給付される。

① 対象者

すべての一般組合員

② 提出書類

退職慰労金等請求書

(i) 互助組合貸付金の清算

退職（組合員資格の喪失）時に、利用している貸付金は一括清算する。

① 対象者

貸付金利用者

② 清算方法

退職手当から控除する。

※退職手当から全額控除できない場合は、不足額に退職慰労金等給付金を充当し、それでも不足が生じる場合は、組合員は不足金を互助組合に振込む。

(7) 退職互助部継続加入手続き

退職後、希望者は退職互助部に加入することができる。

「Ⅴ 退職互助部について」（26 ページ）を参照

(i) 組合員証の返却

組合員証を返却する

※退職慰労金等給付金請求書の提出時に返却

イ 短期組合員

(7) 任用期間終了時の手続きは、不要

(i) 会計年度任用職員（所属所において、給与支給事務を行う短期組合員）

雇用契約の任用期間終了前に退職した場合は、「静岡県教職員互助組合資格喪失届」（令和7年3月メール配信）を提出する。

4 人事異動等に伴う互助組合員資格について

年度末人事異動に伴う互助組合員資格は、異動先によって継続又は、退会扱いとなる。

□ 人事異動の例

異動先等		資格
1	市町教育委員会への異動 (人材派遣含む)	継続
2	県立学校・政令指定都市（小中学校）・教育事務所間への異動 ①静岡市立小・中学校 ②浜松市立小・中学校	継続
	市立高校への異動 ①市立沼津高校 ②富士市立高校 ③静岡市立高校 ④静岡市立清水桜が丘高校 ⑤浜松市立高校	継続
3	静岡大学教育学部附属学校への異動 ①静岡大学附属静岡小学校 ②静岡大学附属静岡中学校 ③静岡大学附属島田中学校 ④静岡大学附属浜松小学校 ⑤静岡大学附属浜松中学校 ⑥静岡大学附属特別支援学校 ⑦静岡大学附属幼稚園	継続
	独立行政法人等への異動 ①国立中央青少年交流の家	継続
4	再度、教員採用試験を受け、新規採用となる者	継続
5	出向 ①知事部局（静岡県） ②警察 ③文部科学省	退会
6	他県で採用される者 割愛退職	退会

(1) 退会となる場合

ア 「退職慰労金等請求書」を提出する。

イ 互助組合貸付事業を利用している場合

(ｱ) 出向先が静岡県の場合は徴収嘱託、それ以外は口座振替により返済を継続できる。

(ｲ) 他県への転出（割愛退職）の場合は、一括で清算する。

(2) 無給休業の取り扱い

無給休業期間中の互助組合掛金及び貸付返済金は、個人口座より口座振替にて納入する。

ア 分限休職

イ 自己啓発等休業

ウ 大学院修学休業

エ 配偶者同行休業

5 掛金（会費）の納入方法について

県給料電算上において、任用開始と同月から給与控除となる。

※年度当初（4月分給与）から掛金・会費が控除（納入）されることで、すべての事業の対象となる。

6 事業について

「一般組合員」と「短期組合員」では、対象となる事業が一部異なる。

※別紙、「互助組合事業一覧表」を参照

7 令和7年度末退職者の手続きについて

詳細については、通知文書・互助新聞等で周知する。

8 各種請求書、届出書等の提出について

すべての請求書、届出等は、所属所経由（所属所長、互助組合事務取扱者）で提出する。

事業の運営に関する細則

（書類の提出）

第8条 この法人に提出する請求書、届出及びその他書類は、所属所長を経由して提出しなければならない。

9 その他

(1) 金融機関の振込手数料は、互助組合が負担する。

ア 現職組合員が互助組合に振り込む場合

ATM又は、ネットバンキングを利用し、振込手数料は「受取人負担」として振り込む。

（例）

- ① 給付金の返還請求に伴う振込み
- ② 給与控除不能となった掛金の振込み
- ③ 給与控除不能となった貸付返済金の振込み
- ④ 貸付金の退職に伴う精算、一括弁済、一部繰上の振込み

イ 互助組合から現職組合員に送金する場合

振込手数料は互助組合が負担をして振り込まれる。

通帳には、「キョウショクゴジョクミアイ」と記帳される。

（例）

- ① 療養費給付、結婚祝金など各種給付金の振込み
- ② 貸付が決定された貸付金の振込み

Ⅲ 給付事業について

1 互助組合給付金の概要について

(1) 給付方法

給付金種別により「自動給付」または「請求方式」での給付となる。

ア 「自動給付」となる給付金一覧

給付金種別	事 由
療 養 費	組合員が疾病・負傷により保険適用の療養を受けたとき
家族療養費	組合員の健康保険上で認定された被扶養者が疾病・負傷により保険適用の療養を受けたとき
傷病見舞金	傷病休職により減給・無給となったとき ※短期組合員は請求方式

イ 「請求方式」となる給付金一覧

給付金種別	事 由	給付額
結 婚 祝 金	組合員が結婚したとき ※組合員が退職後 3 か月以内に結婚した場合も給付対象	25,000 円
出 産 手 当 金	組合員及びその配偶者が出産（死産、流産）したとき ※死産、流産の場合は、妊娠 12 週以上であれば給付対象	25,000 円
障 害 見 舞 金	組合員が疾病または負傷により身体に障害を受けたとき	等級により 5 万円～20 万円
介護休業給付金	組合員が介護休業（又は介護休暇）を取得したとき	休業日数が 10 日以上…月額 2 万円 休業日数が 10 日未満…月額 1 万円
災 害 見 舞 金	組合員の住居および家財が水震火災等により損害を受けたとき	被災状況により 5 千円～30 万円
死 亡 弔 慰 金	組合員が死亡したとき ※加入 1 年未満および短期組合員の場合は、10 万円	20 万円
配偶者弔慰金	組合員の配偶者が死亡したとき	10 万円
退職慰労金等給付金	一般組合員が退職したとき	在会期間に納入した掛金相当 （短期掛金を除く）

2 自動給付となる給付金について

(1) 療養費・家族療養費

公立学校共済組合の短期給付と連動して、互助組合の療養費及び家族療養費給付を算定、給付される。

ア 給付事由

組合員または被扶養者が保険適用の療養を受けたとき

イ 給付金の算定方法・給付額

同一月の同一医療機関（調剤薬局含む）ごとに保険適用の自己負担額（医療費と処方箋による薬代を合算した額）から 3,400 円を控除した額に 0.95 を乗じて得た額が給付額（100 円未満切り捨て）となる。

ただし、算定額の 300 円以上が給付額となる。

■ 算定式

$$\left(\begin{array}{c} \text{(保険適用の自己負担額)} \\ \text{月ごと、病院ごとの医療費} \\ \text{(院外処方の薬代を含む)} \end{array} - 3,400 \text{ 円} \right) \times 0.95$$

= 給付金（100 円未満切り捨て）

■ 給付対象の事例

[給付事例の 1]

公立学校共済組合の所得区分「一般所得者」又は「上位所得者」の現職組合員が、A 病院で 1 か月に保険適用の療養費として 16,880 円を支払った場合

$$(16,880 \text{ 円} - 3,400 \text{ 円}) \times 0.95 = 12,806 \text{ 円}$$

互助組合の療養費給付 12,800 円

公立学校共済組合の附加給付 0 円

最終の自己負担額 4,080 円

■ 給付対象外の事例

[給付対象外事例の 1]

公立学校共済組合の所得区分「一般所得者」又は「上位所得者」の現職組合員が、A 病院で 1 か月に保険適用の療養費として 3,700 円を支払った場合

$$(3,700 \text{ 円} - 3,400 \text{ 円}) \times 0.95 = 285 \text{ 円}$$

互助組合の療養費給付 算定額が 300 円未満のため給付対象外

ウ 保険適用の自己負担額とは

- (7) 本人が負担した保険適用の医療費（処方箋による薬代を含む）の額
- (8) 共済組合等の給付、国または地方公共団体からの公費助成金等を控除した額
- (9) 公立学校共済組合員の場合は、一部負担金払戻金（本人）、家族療養費附加金（被扶養者）の額以下

（公立学校共済組合の附加給付）

- ☐ 一般所得者（標準報酬月額が 530,000 円未満の者）は医療費の 3 割又は自己負担限度額から 25,000 円（複数の医療費を合算して高額療養費を算定するときは 50,000 円）を控除して給付（100 円未満の端数切捨て）
- ☐ 上位所得者（標準報酬月額が 530,000 円以上の者）は医療費の 3 割又は自己負担限度額から 50,000 円（複数の医療費を合算して高額療養費を算定するときは 100,000 円）を控除して給付（100 円未満の端数切捨て）
- ☐ 入院時食事療養費・移送費・家族移送費については支給なし
- ☐ 互助組合の療養費・家族療養費は、附加給付以下が給付対象になる。

給付種別		所得区分	附加給付の上限額
一部負担金払戻金	組 合 員	一般所得者	25,000 円
		上位所得者	50,000 円
家族療養費附加金	被扶養者	一般所得者	25,000 円
		上位所得者	50,000 円
合算高額療養費附加金	組 合 員 被扶養者	一般所得者	50,000 円
		上位所得者	100,000 円

※上位所得者…標準報酬月額 530,000 円以上の者

[算定例]

A 病院で 1 か月に保険適用医療費として 57,000 円を支払った場合

■ 一般所得者 の場合

- 公立学校共済組合から附加給付（25,000 円以上）が給付される。

$$57,000 \text{ 円} - 25,000 \text{ 円} = 32,000 \text{ 円}$$

- 互助組合の給付額

25,000 円以下が算定するうえでの自己負担額となり、算定式にあてはめると、互助組合の給付額は 20,500 円になる。

$$(25,000 \text{ 円} - 3,400 \text{ 円}) \times 0.95 = 20,520 \text{ 円}$$

$$\text{互助組合の給付額} \rightarrow 20,500 \text{ 円}$$

(100 円未満切り捨て)

- 最終の自己負担額は、4,500 円となる。

$$57,000 \text{ 円} - 32,000 \text{ 円} - 20,500 \text{ 円} = 4,500 \text{ 円}$$

病院での支払額 57,000 円		
↓		
最終自己負担額 4,500 円	互助組合からの給付 20,500 円	公立学校共済組合の附加給付 32,000 円

■ 上位所得者 の場合

- 公立学校共済組合の附加給付（50,000 円以上）が給付される。

$$57,000 \text{ 円} - 50,000 \text{ 円} = 7,000 \text{ 円}$$

- 互助組合の給付額

50,000 円以下が算定するうえでの自己負担額となり、算定式にあてはめると、互助組合の給付額は 44,200 円になる。

$$(50,000 \text{ 円} - 3,400 \text{ 円}) \times 0.95 = 44,270 \text{ 円}$$

$$\text{互助組合の給付額} \rightarrow 44,200 \text{ 円}$$

(100 円未満切り捨て)

- 最終の自己負担額は、5,800 円となる。

$$57,000 \text{ 円} - 7,000 \text{ 円} - 44,200 \text{ 円} = 5,800 \text{ 円}$$

病院での支払額 57,000 円		
↓		
最終自己負担額 5,800 円	互助組合からの給付 44,200 円	公立学校共済組合の給付 7,000 円

(2) 傷病見舞金

県や政令市の休職者（発令）情報を基に給付される。

ア 給付事由

組合員が公務に因らないで疾病にかかり、または負傷し療養のため引き続き勤務に服することができなくなり、給料の一部または全部を減ぜられたとき、傷病見舞金を給付する。

イ 給付額

事 由	給 付 額
給料の一部を減ぜられたとき （減給）	・ 月額 2 万円
給料の全部を減ぜられたとき （無給）	・ 月額 2 万円 ・ 互助組合掛金（会費）相当額

※互助組合掛金（会費）相当額は、当該組合員の該当月の掛金（会費）に充当する。

ウ 給付対象月

毎月 1 日現在、休職により給料の一部または全部が減ぜられている月

エ 短期組合員の取り扱い

短期組合員については「傷病見舞金請求書（県費・政令市）」を提出する。

3 請求方式となる給付金請求書提出時の留意事項について

(1) 結婚祝金

ア 互助組合員証の発行

結婚により改姓した組合員の改姓後の互助組合員証を作成するため、「結婚祝金請求書」提出と同時に、「組合員証再発行届」を提出する。

イ 事実婚・同性同士のカップルの婚姻

法律婚だけでなく、婚姻に相当する関係である場合には、所属所長の承認により給付対象となる。

ウ 退職後 3 か月以内の結婚

給付対象となるので「結婚祝金請求書（退職者用）」を提出するよう退職者に周知する。

(2) 出産手当金

ア 出生児の両親が組合員同士の場合

組合員ごと（各々の所属所経由）に請求手続きをする。

イ 双生児以上の場合

出生児ごとに請求書を作成する。

(3) 障害見舞金

ア 交付書類

「身体障害者手帳」の、「氏名」及び「等級」が記載されているページの写しを添付する。

イ 「身体障害者手帳」が交付されていないとき

医師から「労働基準法」または「身体障害者福祉法」のどちらかの「等級」に該当することの証明を受ける。

ウ 受給後、障害の「等級」に変更が生じた場合

前回の給付との差額を給付する場合があるので、組合員係まで連絡する。

エ 給付金額一覧表

障害見舞金	20 万円	15 万円	10 万円	5 万円
労働基準法	1～3 級	4～5 級	6～7 級	8～14 級
身体障害者福祉法	1 級	2 級	3 級	4～7 級

※労働基準法は、労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級表の級となる。

※身体障害者福祉法は、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号身体障害者程度等級表の級となる。

(4) 介護休業給付金

・ 請求書の作成

介護休業（休暇）ごとに作成し、休業終了月の翌月以降に請求書を提出する。

(5) 災害見舞金

・ 添付書類

罹災証明書の写しの添付が必要となるため、該当者に罹災証明書の交付申請を速やかに行うよう周知する。

(6) 配偶者弔慰金

・ 事実婚・同性同士のカップルが婚姻の場合

所属所長の承認により給付対象となる。

(7) 退職慰労金等給付金（一般組合員対象）

ア 退職者（死亡・免職を含む）

(ア) すべての一般組合員が給付対象であるため、互助組合ホームページの「退職慰労金等給付金請求書入力フォーム」にて請求書を作成のうえ所属所経由で提出する。

(イ) 印刷した退職慰労金等給付金請求書に「QR コード」が鮮明に印刷されていることを確認する。

イ 死亡退職の場合

「死亡弔慰金」と同時に請求手続きをする。

4 給付金の請求期限

- (1) 事由発生から1年を経過すると請求権が失効する。
療養費及び家族療養費は、その給付の事由の発生の日から2年間請求しないときは請求権が失効する。
- (2) 給付・貸付審査委員会では、事由発生から1年を経過した未請求について給付の決定を審査することができる。
ア 現職組合員の瑕疵によらないと判断されるとき
イ 専門家の判断のもと（法的根拠に基づき）給付が妥当と判断されるとき
ウ 審査請求をする権利は、事由発生日から5年で消滅する。
- (3) 1年以上経過した未請求または障害の等級変更の事由が確認された場合、給付・貸付審査委員会に諮ることができるので、組合員係まで連絡する。

[事例]

□ 結婚祝金の請求手続きと給付金の請求期限

ア 請求の可能期間

組合員が婚姻の届をした令和6年7月18日が事由発生となり、令和7年7月31日まで結婚祝金を請求することができる。

イ 請求権の失効

令和7年8月1日以降は給付の時効となるため請求権が失効する。

（婚姻の届をした日）

R6. 7. 18		R7. 7. 31	R7. 8. 1
	請求できる期間 →		給付請求の喪失

※結婚祝金請求書が互助組合に到着していること

□ 障害見舞金の障害等級の変更が事由発生から1年以上経過して判明した審査請求の場合

ア 審査請求の理由

身体障害者手帳が交付されたことを所属所長、事務取扱者への報告がなく把握していなかったため、請求期限を過ぎてしまった。

イ 審査請求

（等級変更）

R3. 5. 1	R4. 4. 30	R5. 5. 1	R8. 4. 30
	請求できる期間 →		給付請求の喪失 審査請求の喪失

※審査請求の届が互助組合に到着していること

5 給付金の送金について

令和7年度から給付金の送金方法が変更になりました。

(1) 送金日

ア 請求書（方式）の場合

奇数月の25日

ただし、25日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日となる。

(例) 請求書方式の場合

請求書の提出月（締切月）	給付月
2月・3月	5月
4月・5月	7月
6月・7月	9月
8月・9月	11月
10月・11月	1月
12月・1月	3月

イ 退職慰労金等給付金（請求方式）の場合

請求書受付月の翌月25日

ただし、25日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日となる。

ウ 療養費給付（自動給付）の場合

(ア) 原則、診療月の翌々月以降の奇数月25日

ただし、25日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日となる。

(イ) 公立学校共済組合の審査、決定後となるため、給付が遅れることがある。

(2) 送金口座

公立学校共済組合の短期給付受取り口座として登録してある個人口座に送金する。

(3) 送金額の確認

互助組合給付金は、通帳には「キョウショクゴジョクミアイ」と記帳される。

6 「静岡県教職員互助組合給付金決定通知書兼送金明細書」について

給付金がある組合員のいる所属所には、「静岡県教職員互助組合給付金決定通知書兼送金明細書」（以下「通知書兼明細書」という。）を、給付月の中旬に送付する。

(1) 通知書兼明細書は、組合員ごと切り取って配布する。

(2) 当該組合員あて通知書のため、所属所で控える場合は、コピーをする。

(3) 療養費給付の算定や請求書の締切日の関係で、通知書兼明細書は処理月ごとに作成し、給付月に所属所に送付する。

Ⅳ 貸付事業について

1 貸付種別の概要

(1) 対象者

一般組合員

※短期組合員（任用期間の定めがある者）は対象外

(2) 貸付種別

種 別	貸付事由	貸付 限度額	弁済 回数	口 数	ボーナス 併用	差引 貸付	繰上 償還	償還 猶予
生活資金	臨時に資金が必要なとき	200 万円	120 回 以内	1 口	可	可	可	可
オートローン	組合員本人が所有する自家用車・オートバイ・自転車を購入するとき	購入価格 内で 400 万円	120 回 以内	1 口	可	可	可	可
購入資金	指定商店等での物資購入	4 口の計 200 万円		4 口	否	否	可	可
奨学資金	組合員又は組合員の子及び兄弟姉妹の修学費用が必要なとき (送金期間は、学則に定める最低修業年限以内)	(送金額) 高校 1 万円～ 5 万円 大学 2 万円～ 10 万円	240 回 以内	2 口	可	否	可	可
教育資金	組合員又は組合員の子及び兄弟姉妹の学資資金が必要なとき	300 万円	240 回 以内	2 口	可	可	可	可
結婚資金	組合員又は組合員の子の結婚資金が必要なとき	200 万円	120 回 以内	1 口	可	否	可	可
住宅資金	組合員が居住する住宅に係る資金を必要とするとき	3,000 万円	360 回 以内	1 口	可	可	可	可
生活災害資金	組合員が水震火災等の災害を受けたとき	200 万円	120 回 以内	1 口	可	不可	可	可

(住宅資金)

団体信用生命保険付き（保険料は互助組合負担）・互助組合との契約に係る収入印紙代は互助組合が負担・抵当権の設定なし

(3) 貸付総額の上限について

ア 全種別、加入後 1 か月から利用可能、ただし貸付総額の制限がある。

イ 貸付総額の制限内で、複数の貸付種別を利用することができる。

ウ 60 歳に達した年の翌年度以降の新規貸付

定年退職（予定）時の住宅資金及び住宅資金以外の貸付残額の合計が 2,000 万円以下

(貸付総額)

■ 一般貸付（住宅資金以外の貸付総額）

互助組合在会期間	貸付総額の制限
加入後 1 年未満	200 万円まで
加入後 1 年以上 5 年未満	300 万円まで
加入後 5 年以上 10 年未満	500 万円まで
加入後 10 年以上	900 万円まで

■ 住宅貸付

互助組合在会期間	貸付総額の制限
加入後 1 年未満	200 万円まで
加入後 1 年以上 2 年未満	300 万円まで
加入後 2 年以上 5 年未満	500 万円まで
加入後 5 年以上 10 年未満	2,000 万円まで
加入後 10 年以上	3,000 万円まで

[事例] 貸付総額について

互助組合加入 7 年の現職組合員が、500 万円の自家用車を購入するために互助組合の貸付事業を利用する場合

□ 申込方法

互助組合加入 7 年の現職組合員の場合、一般貸付の貸付総額の制限は、500 万円となるので、オートローンとして貸付額上限の 400 万円、不足する額について生活資金として 100 万円の合計 500 万円を利用することができる。

[事例] 互助組合在会期間について

互助組合加入 10 年目の現職組合員が、住宅資金として 2,500 万円が必要な場合

□ 2,500 万円の申込が可能時期

貸付日（貸付を実行する月）に 10 年を迎える月から申し込むことができる。

令和 8 年 3 月に 10 年となる場合は、令和 8 年 2 月に申し込み、令和 8 年 3 月貸付を実行することができる。

2 貸付利率

- (1) 変動金利
- (2) 令和7年7月1日現在の貸付利率

貸付種別	貸付利率	備 考
生活資金、オートローン、 購入資金、教育資金、 結婚資金、生活災害資金	年利 1.00%	
奨学資金		送金期間中は、無利息
住宅資金		(互助組合の負担) ・団体信用生命保険料を貸付利 率に含む ・契約証書の収入印紙代

3 返済方法

- (1) 通常返済
組合員の給与、期末勤勉手当から控除する。
- (2) 返済の開始
ア 毎月の返済
貸付月の翌月
なお、奨学資金については、送金期間終了後の翌月から、組合員の給与、期
末勤勉手当から控除する。(奨学者が、組合員以外の場合も同様)

イ ボーナス返済

貸付月	返済開始月
5月～10月	12月
11月～4月	6月

- (3) 返済額の制限
ア 毎月の返済
(7) すべての貸付の総返済額は給料月額 $\times$ 3分の1以内（総返済額には共済組
合の返済額を含む。）。
(4) 住宅資金の毎月の総返済額（互助組合以外の貸付含む）は、借受人の総支
給額及び家族の月額収入合算額の30%以内。
イ ボーナス返済額
期末勤勉手当から控除できる範囲内。
- (4) ボーナス返済について
借入金額が100万円以上のとき、組合員1人につき1口のみ利用できる。

4 申込方法

(1) 提出書類

ア 一般貸付（住宅資金以外）

(7) 共通

貸付金借用申込書

(4) 添付書類

貸付種別により必要な書類を添付する。

貸付種別	添 付 書 類
生 活 資 金	なし
オートローン	売買契約書又は注文書の写し 金融機関等からの借換えは、残高証明書又は償還表の写し
奨 学 資 金	合格通知書、入学許可書又は在学証明書の写し
教 育 資 金	合格通知書、入学許可書又は在学証明書の写し
結 婚 資 金	なし
生活災害資金	罹災証明書の写し

イ 住宅資金

(7) 共通

① 住宅資金借用申込書

② 団体信用生命保険申込書兼告知書

(4) 添付書類

申込事由により必要な書類を添付する。

申込事由	添付書類
新 築 増 築 改 築	建築確認済証の写し、工事請負契約書の写し、工事見積書の写し、平面図の写し
住宅購入	売買契約書の写し、平面図の写し
土地購入	売買契約書の写し、建築確約書（様式）
借換え	金融機関等の償還表及び残高証明書、登記済証（権利証）の写し

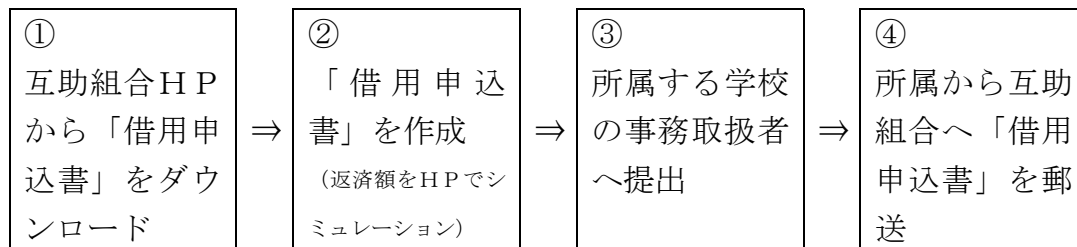
5 申込みから貸付実行までのスケジュール

(1) 借用申込書の作成から提出

借用申込書の締切日に注意して郵送する。

ア 締切日が、土曜日、日曜日、休祝日（互助組合休業日）の場合は前日となる。

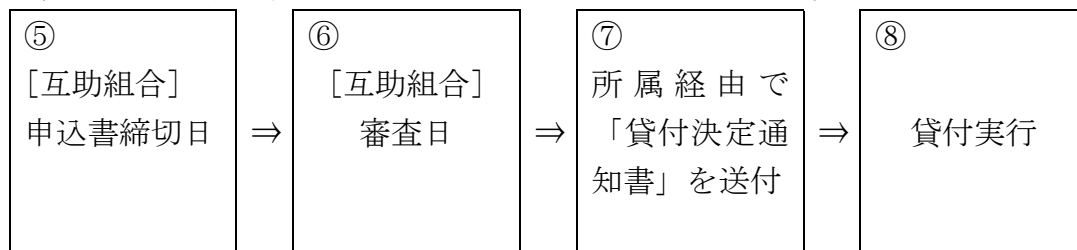
イ 年度末、GW 期間中、年末年始の場合は締切日（貸付日）が変更になる。



(2) 申込書の受付締切から貸付実行

ア 互助組合審査日が、土曜日、日曜日、休祝日（互助組合休業日）の場合は前日となる。

イ 貸付実行日が、金融機関休業日の場合は翌営業日になる。



(3) 貸付種別別のスケジュール

ア 生活資金、オートローン、教育資金、結婚資金の場合
(締切日) (審査日) (貸付実行日)

毎月 8 日	→	11 日	→	15 日
18 日	→	21 日	→	25 日
28 日	→	翌月 1 日	→	5 日

イ 奨学資金の場合

(締切日)	(審査日)	(貸付実行日)
毎月 28 日	→ 翌月 1 日	→ 5 日

ウ 住宅資金の場合

(締切日)	(審査日)	(貸付実行日)
毎月 20 日	→ 翌月 1 日	→ 15 日

6 貸付金借用申込書作成時の留意点について

(1) 収入印紙について（一般貸付）

借付金額に応じた収入印紙を貼付する。収入印紙を複数枚貼付する場合には、申込書右側空欄部分へ縦一列に貼付し、各印紙に割印を押印する。



貸付金借用申込書

兼 借用証書

(様式貸付01号)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

一般財団法人 静岡県教職員互助組合 様

下記のとおり申込みしますので、貸付をお願いします。

貸付を受けたうえは、静岡県教職員互助組合の貸付に関する規定を遵守し、この借入金の弁済の履行について一切の責任を負い、これに違反したとき及び退職時に弁済が未完了のときは、一括清算いたします。

なお、退職金が支給される場合、その残高については退職金を充当することに承諾いたします。

組合員（借受人）記入欄	所属所コード										組合員番号															
	0000789000										00567890															
	所属所名		静岡市立駿河小学校										職 名		教諭											
	フリガナ		ゴジョマル タロウ										加入年月		S H R ○ 年 ○ 月											
	組合員氏名（自署）		氏 互助丸					名 太郎					生年月日		S H ○ 年 ○ 月 ○ 日											
													給料月額（本 俸）		350,000 円											
	自宅住所電話番号		〒 4 2 0 - 0 8 5 6 静岡市葵区駿府町1-12										自宅TEL		0 5 4 - 3 5 4 - * * * *											
													携帯TEL		0 8 0 - 2 5 4 - * * * *											
	金融機関コード		0 1 4 9					支店コード		1 1 1		科目		口座番号					口座名義（カタカナ）							
	送金先		銀行 信用金庫 労働金庫 農 協					県庁		支店		普通		1 2 3 4 5 6 7					ゴジョマル タロウ							
	貸付種別（借用種別に○印）		借用金額（10万円単位）					弁済方法		金 額（10万円単位）					弁済回数		1回当たりの弁済額									
	01 生活資金		200 万円					内訳		毎 月 100 万円					120 回		8,760 円									
	03 オートローン									ボーナス 100 万円					20 回		52,491 円									
	07 生活災害資金																									
	08 結婚資金																									
06 教育資金		貸付限度額、貸付総額の制限に注意					内訳		毎 月 万円					回		円										
							ボーナス		万円							円										
							資金使用者氏名（フリガナ）		続柄					返済額の制限に注意												
借用理由（※必須）		親の介護用品の購入のため										借用中の貸付の有無に注意														
該当する場合○印又は記入		現在弁済中の 生活資金 ・ オートローン 教育資金 （貸付番号 対象者氏名 ）										貸付残額を上記の借用金額から差し引いて貸付の借換えを申込みます。														
		一括返済										現在借用中の貸付残額を一括返済し、（ 資金 ）貸付を申込みます。														
借入状況（※必須）		共済組合での借入状況が（ある ・ ない）←該当に○印。ありの場合は下記を記入。										毎月総返済額 [17,232 円] ボーナス返済額 [103,326 円] 残高の総額 [1,014,779 円]														
記 互 助 入 組 欄 合		貸付実行日					貸付番号					調 査					受 付 日									
裁 定																										

(特記事項)

- 貸付利率は、年利1.00%とし、財務大臣が定める財政融資資金預託金利率等により変動する場合があることに同意するものとする。
- 借受人が組合員としての資格を喪失したときは未償還額の全額を一括清算するものとし、互助組合が指定する期日までに清算を行わない場合は、その元金に対して民法で定める割合の遅延損害金を支払うものとする。

・各種届出書の提出方法

この届出書は、所属所を経由して提出してください。（静岡県教職員互助組合事業の運営に関する細則第3条、第8条）

7 1回当たりの返済額算出方法について

互助組合ホームページの「貸付返済シミュレーション」にて算出し、貸付金借用申込書に記入する。

■ 互助組合ホームページ

「 TOP ページ左側バナー > 貸付返済シミュレーション 」

The screenshot shows a web form titled "貸付返済シミュレーション" (Loan Repayment Simulation). It includes fields for loan month, loan type, loan amount, total loan amount, repayment count, and repayment amount. Annotations 1 through 5 point to specific fields: 1. Loan month (貸入月), 2. Loan type (貸入種別), 3. Loan amount (借入金額内訳), 4. Repayment count (返済回数), and 5. The "計算" (Calculate) button. A summary box at the bottom right shows the calculated repayment amount (毎回の返済額).

①【借入月】
貸付予定月を▼で選択

②【借入種別】
借入種別を▼で選択

③【借入金額内訳】
毎月払い、ボーナス払いの内訳を 10万円単位 で入力

④【返済回数】
毎月払い、ボーナス払いの返済回数を入力

⑤返済回数まで入力したら「計算」をクリック

【1回当たりの返済額】
ここで算出された金額を、「貸付金借用申込書」又は「住宅資金借用申込書」に記入する。

8 返済方法について

(1) 通常返済

- ア 組合員の給与、期末勤勉手当から控除する。
- イ 退職時は、貸付残額を一括清算する。(退職手当から控除する。)

(2) 一括返済

- ア 通常返済中に、全ての残額を一括して清算することができる。
- イ 手続き
一括返済を希望する前月末日までに「一括返済申出書」を提出する。

(3) 一部繰上償還

- ア 通常返済中に、残額の一部を繰上げて返済（償還）することができる。
※繰上金額等の条件あり。

イ 手続き

一部繰上償還をする前月末日までに「一部繰上償還申出書」を提出する。

(4) 償還猶予

育児休業者に限り、休業期間中の返済（償還）を猶予することができる。

※ 償還猶予を希望しない場合は、口座振替による返済となる。

ア 手続き

償還猶予を希望する前月 20 日までに「償還猶予申出書」を提出する。

イ 猶予の条件

復職時に猶予期間以上の返済回数があること。

(5) 給与控除できない場合

休業により給与控除できない場合は、振込み又は口座振替による返済となる。

9 60 歳に達した年の翌年度以降の取り扱い

(1) 返済

退職まで毎月の返済及びボーナス返済を継続し、退職手当をもって一括清算する。

(2) 新規貸付

定年退職（予定）時の住宅資金及び住宅資金以外の貸付残額の合計が 2,000 万円以下で貸付限度額の範囲内で申し込むことができる。

10 各種申出書について

互助組合ホームページ「様式集ダウンロード」からダウンロードする。

互助組合ホームページ

「 TOP > SUPPORT・様式集 > 様式集ダウンロード（現職組合員用） 」

11 退職時（退会時）の取り扱い

(1) 退職時に全額清算となり、残額は退職手当より控除する。

(2) 退職手当より全額清算できなかった場合は、振込により返済する。

※退職者本人は、互助組合からの通知により指定する金融機関に期日までに振り込む。

V 退職互助部について

1 退職互助部とは

退職互助部は、昭和 40 年 4 月 1 日に発足、生涯福祉と相互扶助の理念のもと現職組合員の退職後の生活の安定と生きがいをづくりを目的としている。

2 加入資格（条件）

(1) 現職組合員（一般組合員）本人の加入資格

ア 現職組合員の期間

現職組合員（一般組合員）の期間が 10 年以上ある組合員

イ 年齢

退職日の属する年度末現在の年齢が、満 50 歳以上

(2) 配偶者の加入資格

ア 上記(1)により退職組合員となった者の配偶者

イ 年齢

現職組合員の退職日の属する年度末現在に配偶者の年齢が、満 50 歳以上

(3) 死亡退職した現職組合員（一般組合員）の配偶者

ア 現職組合員の期間

死亡退職した者が上記(1)を満たす配偶者

イ 年齢

現職組合員の死亡退職日の属する年度末現在に配偶者の年齢が、満 50 歳以上

3 継続加入会費

(1) 退職日の属する年度末現在の年齢ごとに定める。（終身会費）

※「継続加入会費」（27 ページ）を参照

(2) 会費の納入方法

ア 通知により指定する金融機関に振り込む。

イ 退職慰労金等給付金を加入会費に充当することができる。

「退職慰労金等給付金請求書」と「退職互助部継続加入届」を同時に提出することで、給付金を加入会費に充当することができる。

不足が生じた場合には、通知により指定する金融機関に振り込む。

■ 継続加入会費

年齢	加入会費	備 考
50 歳	55 万円	令和 7 年度末退職の場合 昭和 50 年度生まれ（1975. 4. 2～1976. 4. 1）
51 歳	54 万円	
52 歳	53 万円	
53 歳	52 万円	
54 歳	51 万円	
55 歳	50 万円	
56 歳	49 万円	
57 歳	48 万円	
58 歳	47 万円	
59 歳	46 万円	
60 歳	45 万円	
61 歳	44 万円	
62 歳	43 万円	令和 8 年度末定年退職の場合 昭和39年度生まれ（1964. 4. 2～1965. 4. 1）
63 歳	42 万円	令和10年度末定年退職の場合 昭和40年度生まれ（1965. 4. 2～1966. 4. 1）
64 歳	41 万円	令和12年度末定年退職の場合 昭和41年度生まれ（1966. 4. 2～1967. 4. 1）
65 歳	40 万円	令和14年度末定年退職の場合 昭和42年度生まれ（1967. 4. 2～1968. 4. 1）

[事例]

令和 7 年度末（令和 8 年 3 月 31 日）の退職で、配偶者の年度末年齢が 60 歳の場合

区 分	年度末年齢	加入会費
現職組合員（一般組合員）本人	61 歳	44 万円
配偶者	60 歳	45 万円
二人分の加入会費		89 万円

4 提出書類（加入手続き）

退職互助部継続加入届

5 加入期限

退職後 6 か月以内に退職互助部継続加入届により退職互助部に届け出る。

6 加入月

継続加入会費が完納された月が退職互助部の加入月になる。

7 事業

詳細は「互助組合ホームページ」を参照

療養費給付・災害見舞金・死亡弔慰金・支部事業・保健事業（人間ドック検診費補助）・長寿祝品事業・厚生事業・広報事業（互助新聞等） など

8 退会金

退職互助部は終身会員ですので、死亡したとき又は県外へ転出し退会を希望したときに退会となり、次のとおり退会金が給付される。

事由発生（退会の時期）	金額
満 70 歳までに退会したとき	20 万円
満 71 歳以上満 75 歳までに退会したとき	10 万円
満 76 歳以上の退会	退会金なし

9 退職組合員の資格

退職互助部は、加入を希望した者が一時金として加入会費を納入し、相互扶助のもと生涯に亘る支援をするため、任意による退会はできない。

VI その他

1 掛金、貸付金の互助組合への振込について

給料からの控除不能、貸付金の一括返済（一部繰上償還）等で現職組合員が互助組合の指定する金融機関に振り込む場合の振込手数料は、「互助組合負担」とする。

(1) 振込方法

ATM、インターネットバンキングにて、振込手数料「受取人負担」として振り込む。

2 互助組合ホームページ

事業や事務手続きの紹介、各種請求書のダウンロードや貸付金借用申込書に記載する返済額のシミュレーションができる。

- (1) 事業等の紹介
- (2) 事務提要
- (3) 請求書等のダウンロード
- (4) 返済シミュレーション

3 通知文書のメール配信

- (1) 毎週月曜日（休祝日の場合は翌日）
- (2) SDO 掲示板での広報

県教育委員会事務局・県立学校・特別支援学校は、厚生事業等について SDO 掲示板を活用して広報をする。

4 互助新聞

互助新聞のページ数によって、複数の封筒で送付される。

また、送付部数は、発行月の前月の組合員人数で送付しているため、不足が生じた場合は互助組合に連絡する。

- (1) 発行時期
隔月発行（奇数月の 1 日）
- (2) 送付部数
発行月の前月の現職組合員人数